

# 大阪の部落史通信 2

## 主な記事

- 市町村史における部落史.....(1)
- 史料収集の動き.....(3)
- 各地区の部落史研究～飛鳥.....(4)
- 書評／『新修 大阪の部落史』上巻.....(5)
- 『新修 大阪市史』第7巻.....(7)
- 図書紹介／『被差別部落の民俗伝承』...(8)

発行 大阪の部落史委員会

〒556 大阪市浪速区久保吉1-6-12 TEL 06-568-3072 FAX 06-568-0714

## 市町村史における部落史

### 大阪の部落史委員会事務局

#### 1、基本的な視点

(1) 「部落の歴史」という場合、

二つの意味がある。第一は、文字通り被差別部落それ自体の歴史を明らかにすることである。この点については、すでにながりの地域で自らのムラの歴史を明らかにする作業が取り組まれ、大きな成果を上げてきた(『大阪の部落史』調査研究事業(一九八九～九〇年度)報告書 参照)。

(2) しかし、残念ながらこの場合でも、一地域ごとの史料収集には限界があり、手の付けられていない史料も多い。また各地域ごとの歴史を明らかにするという問題意識はあったが、大阪府域全体の部落史像を明らかにする努力に結びつかない弱さももっていた。

(3) 「部落の歴史」という場合の第二の意味は、被差別部落を取り巻く社会の歴史を明らかにすることである。なぜなら、部落の歴史とは部落を差別してきた社会の歴史であ

り、部落の解放をめざした社会のさまざまな取り組みの歴史でもあるからだ。

この点で、部落の視点から過去の歴史を洗い直し、どれほど庶民の生活と部落の歴史が一体であったかを明らかにすることが重要だが、こうした努力はきわめて乏しかったといえる。これまでは、部落の歴史は特別なもので、社会全般の歴史とは別に部落の歴史があり、これさえ明らかにすればよい、自分たちの生き様と部落の歴史は別物であるかのように考えられがちであった。

(4) 例えば、近年刊行された渡辺尚司『町人の都 大坂物語』(中公新書、一九九三年九月)は、江戸時代の大阪の庶民の歴史を描いたおもしろい本である。この本には庶民の生活の一部として草履を売り歩く商人がいたこと、町人の家計において「下屎、小便」の代金が欠かせなかったこと、「施し銭」といって生活困窮者に出すお救い銭が計上されて

いること、日用品と関連して「下駄歯入れ、雪駄直し」があり、平均年間に一人四足だったことなど、近世の部落問題に直結するテーマが数多く出てくる。部落の生活と庶民の生活がこんなに密着していたにもかかわらず、残念ながら、この本では部落問題がまったく触れられていない。これが、今日の歴史研究の実情の一端を示しているように思われる。

#### 2、大阪府史・大阪市の市町村史の現状

(1) 大阪府史

これまでに大阪府史は何回か編纂されてきた。もともと新しいのが、一九七一年から九一年にかけて編纂された『大阪府史』(全八巻)で、部落の歴史は第七巻のなかで「第七章 第六節 農村社会の動向」「第八章 第六節 維新政府の諸行政」の一部として触れられている(執筆者は中尾健次氏)。その内容は、近年の部落史研究、とくに地域の部落史の掘り起こしの成果を意識的に吸収し、コンパクトにまとめられた優れたものである。

しかし残念ながらページ数の制約

もあり、部落の歴史は全部で五六ページしか触れられておらず、概説の域を出ていない。しかも時代は主に江戸時代で、いわゆる「解放令」前後についても一部に言及されているとはいえず、明治以降の近代についてはほとんど触れられていない。しかも、先に触れた部落史の叙述が他の社会の動きと切り離されている章立てになっているために、部落の歴史と大阪全体の歴史が有機的に絡み合っていることがうまく説明できていないといった弱さも、当然含んでいる。

こうした欠陥が生まれてきたのは、恐らく『大阪府史』の編纂の方法にあったと考えられる。すなわち『大阪府史』の編纂にあたり、執筆者を決め、その担当者に執筆を任せるだけで、新しい史料の本格的な収集にほとんど取り組んでいなかった。したがって、叙述の内容は執筆者の個人の努力と力量に任されたため、この『大阪府史』の刊行で大阪府域の部落史が十分に明らかに変わったというには程遠いのが現状であろう。

## (2) 大阪府史

大阪府史も過去にたびたび編纂されており、もつとも新しいものは『新

修大阪府史』と題されて一九八八年以降、今日も刊行されている。このなかで部落の歴史については、第三

巻のなかで「第八節 被差別部落とその他の下層民」と第五巻の「第四節 『解放令』と同和問題」などで触れられている（執筆者は寺木伸明氏）。

『大阪府史』についても前述『大阪府史』とまったく同じ問題が指摘できる。大阪府の場合には市立中央図書館に大阪府史編纂所を設け、かなりの規模と人材で史料収集に取り組んだ。収集された史料の中には今後の部落史の研究に役立つものも少なからず含まれている。しかし、部落史の解明を主眼に史料収集をされたのではないことから、かなりの重要な史料がもれているし、執筆にあたってほとんど執筆者の個人の努力に任されていたことは、『大阪府史』と同様である。そのため、『大阪府史』と同じ限界をもち、『新修大阪府史』の刊行で大阪府域の部落史が十分に解明されたとは言えない現状である。

しかし、そうした中で、『大阪府史』第七巻で小山仁示氏が戦時下の部落問題について相当の紙数をさいて充実した叙述をされているのは、特筆に値する。

## (3) 市町村史

大阪府域のかんりの各市町村で、市町村史の刊行が済んだか、あるいは現在編纂の作業が進められている。過去に刊行された市町村史のなかで、どれだけ部落史関係の史料が明らかにいったかを調査した結果を、明治以降の近代については『大阪の部落史』研究ニュース No. 四、No. 六、No. 九で、近世については同 No. 一〇で紹介した（『大阪の部落史』を参照のこと）。

\* \* \*

これを見ると、各市町村史に掲載されている史料はけっこう多いように思われるかもしれない。しかし、この一覧に掲載した史料には、「かわた」身分（「えた」身分）以外の「非人」や「夙」、「ひじり」、「おんぼう」といったさまざまな被差別民に関する史料も含んでいるし、直接被差別民に言及していないが庶民の生活を知る史料も含んでいる。

そうした中で、部落史関係の資料を多く収録しているのは、『松原市史』『和泉市史』であろう。言うまでもなく、それぞれの地域における「更池村文書」「奥田家文書」が発掘された成果である。『松原市史』には矢田

地区に関わる「城連寺村文書」も収録されている。逆に、『和泉市史』には編纂の時期が早かったせいもあって、膨大な量の「奥田家文書」のごく一部しか反映していない。しかも「奥田家文書」の原資料は焼失してしまったと聞く。資料収集が進んでいるところでは、資料保存が急務となっている。

ついで比較的多くの部落史関係資料を収録しているのは『高槻市史』である。地域に埋もれている資料を地道に発掘した成果であろう。その他、『泉大津市史』や『忠岡町史』などに南王子村関係の資料が比較的多く収録されているのは、南王子村が近世から独立村だった事情が反映していると思われる。

その他、被差別部落を含む市町村であつても、ごく一部しか関係資料が収録されていない場合もある。

市町村史に部落史が欠落している実態をいち早く指摘し、独自に地域の部落史を編纂することを要求し実現したのが、大東市の北条の被差別部落だった。『被差別部落―北条の歴史』は、こうして編纂された地域の部落史の先駆的な取り組みだった。

以上のような問題は、今日でも根本的には改善されていないが、一

部の自治体、例えば先の『大阪市史』第七巻や、箕面市で市史編纂の一環として部落史編纂の事業が始まるなど、関係する地区や研究者の努力によって新しい取り組みが始まっている。

### 3、これからの課題

部落そのものの歴史をいつそう明らかにするとともに、部落を差別し、また解放への努力をしてきた大阪府民・市民の歴史を明らかにすることは、府民・市民の部落問題についての正しい理解を深め、部落問題の根本的な解決にいたる重要な一歩である。

また、貝塚市では、貝塚地区を含む「福田村福原家文書」の整理が終わり、地域と一体となった新たな部落史編纂の取り組みが始まっております。和泉市の奥田家文書に匹敵する史料として注目されている。他にもまだ埋もれている史料があると思われるが、特に嶋村関係史料のように大量にまとまった史料の場合、その翻刻と刊行は重要である。

\* \* \*

ときあたかも、国際化の時代といわれる。大阪の部落史委員会の上田正昭委員長は、国際化ではなく、民

際化こそ必要だと常々強調されている。大阪には古くから多くの民族が府民・市民とともに住み、時に差別し合いながら、同時に手をたずさえて生きてきた。そうした人びとと部落との関係は深い。

## 史料収集の動き

くの府民・市民が取り組んできた。部落問題の歴史がもつこうした側面から大阪の歴史を明らかにすることが今強く求められている。これまでの他府県での部落史の中で、こうした視点を強調しているものはまだ少ない。もし大阪でまとめれば、部落史研究に大きな成果をもたらすことになるだろう。

### 大阪府立岸和田高校蔵「古絵図」

府立岸和田高校の同意を得て、大阪府文化財保護課所蔵の和泉国絵に関する以下九点(二〇カット)のカラーバーサルフィルムの複写を六月一四日に行った。

一、信太明神絵図

寛文五(一六六五)年三月一二日

二、題なし(泉州村絵図村高等を記載) 天和二(一六八二)年九月

三、題なし(泉州全国村高記載) 元禄一三(一七〇〇)年

四、泉州泉州・南郡之内古検高附年代不詳(江戸期)

五、泉州泉州・南郡之内古検高附年代不詳(江戸期)

六、泉州泉州・南郡之内古検高附年代不詳(江戸期)

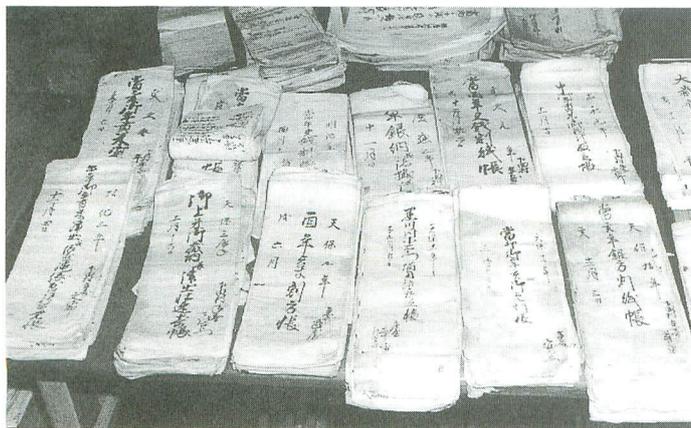
七、泉州における村配置絵図年代不詳(江戸期)

八、泉州大鳥郡絵図年代不詳(江戸前期)

九、藩政時代岸和田市街図(相沢正彦氏模写) 年代不詳

### 能勢町下田村福井家文書

『部落解放研究』六二号(一九八



福井家文書の一部

八年七月)に掲載された吉村智博「幕末における一独立村の動向」にて紹介された福井家文書以外にも、「永代売渡も申山ノ事」宝永二(一七〇五)年、「下田村名寄帳」正徳五(一七二五)年、「貯夫食書上帳」文政四(一八二二)年、「家別人別増減帳」文政一〇(一八二七)年、「戸籍諸類書入」一八八〇(明治一三)年などの文書八二点が存在していたことが分かり、福井家の御理解をえて、七月三

日、マイクロフィルム(三一―一六枚)に収録させていただいた。

箕面市市史編纂所蔵  
「一橋徳川家文書」

箕面市市史編纂所が撮影された茨城県歴史館蔵の一橋徳川家文書(以下、一八点)を、両組織の御承諾を得て七月一日に複写(約一五〇〇枚)させていただいた。

- 一 摂州泉州村々御年貢取立高取調帳
- 二 摂泉播難渡人人数調
- 三 摂津国豊島郡東稻村検地帳
- 四 摂津国川辺郡豊島郡島下郡村々様子大概書
- 五 安政五年摂津国御勘定目録
- 六 御請書(去巳年案外違作ニ付御年貢上納難出来候ニ付)
- 七 御請書(御救助米御手当ノ儀ニ付難渡人取調帳)
- 八 難渡人取調書付奉差上候
- 九 難渡人取調帳
- 一〇 覚(摂州一橋旧領御引渡目録)
- 一一 覚(摂州豊島郡一橋旧領御引渡目録)
- 一二 一番日記 二冊

- 一三 二番日記 二冊
- 一四 摂泉播備廻村御用留
- 一五 廻村御用留 二冊
- 一六 摂津国御領知村々
- 一七 請取申銀子之事(摂州村々当丑御年貢之内)
- 一八 御改正御取締廻村御用留

寝屋川市「旧水本村行政文書」群

部落解放研究所編『大阪同和教育史料集』や寝屋川市同和事業促進協議会編『今、翔くとき』で一部紹介されてきた「旧水本村行政文書」群の全体を、地元の御理解・御協力を得て、六月二日の打合せ以降、本格的に整理する作業が始まった。

これには、寝屋川市市史編纂室が全面的に取組まれ、仮整理を終えて、一点ごとの台帳のパソコンへの入力作業を九月初旬までには終わらせる予定である。年代的には、合併して水本村が成立する頃の一九九〇年頃より一九五〇年頃におよび、点数としては七五〇点を上回る行政文書群である。九月以降、本格的な分類の整理を進めていく予定である。

各地区の部落史研究

飛鳥の歴史をつくる会

◆聞き取りを中心に進めた「飛鳥の歴史をつくる会」の活動

一九八五年、地区内の有志を中心にして飛鳥の歴史をつくる会を結成



寝屋川市立解放会館に保管されている「旧水本村行政文書」群

しました。当初の活動は、むらの戦前の様子を聞き取り調査を中心に進めていきました。

「いまのPTAにあたるのは、小学校後援会といった。在校児童の保護者は最低一口は入らねばならない。親の都合で持つて行くことができない日には、わずれましたとウソを言ったものだ。一年に一度ある遠足も、親の手元の都合から一回いけなかったことがあった。行き先は六甲の甲山だったことを行けなかっただけにハッキリ覚えてる。

遠足に不参加の子どもは、ほとんど部落の子ども達だった。それは、部落に生まれたために味わわねばな

らぬ寂しさ悲しさであった。」(一九一七年生まれ・男)

貧しさゆえに学校の行事に参加できなかった悲しさ。マッチ工事でのつらい労働。ゲタ直し、ゾウリ表の内職。村の古老たちの語る一言一言は差別の中を生き抜いてきた生の証言である。聞き取りのテープは一〇〇時間にもおよぶ。

◆『飛鳥の歴史』の発刊

聞き取りを中心とした活動から学識経験者(委員長は故小林茂先生)の協力を得た歴史資料の調査へと活動を広げていき、一九九三年八月の西中島水平社創立七〇周年にむけて本格的な記念誌の発刊にむけての作業が一九九二年からはじまりました。

この調査活動の中で、はつきりしなかつたむらの成立についても年代が特定できるようになりました。一七世紀の中ごろには「南方新家村」が成立しており、雪駄づくりによって村の経済が成り立っていたことも明らかになりました。

発刊までには、編集会議を重ね二九〇頁(A六)の冊子が一九九三年八月に出版されました。

◆今後の活動について

無事出版されてからしばらく会の活動の方は休んでいましたが、青年

書評

『新修 大阪の部落史』上巻

山本尚友(世界人権問題研究センター)

本書は、大阪の部落史の編纂が今後十年にわたる本格的事業として開始されるにあたり、一九九二年よりすすめられてきた準備作業のまとめとして執筆されたもので、「問題の所在」を示し、「あわせて今後の調査と研究の課題」を提起しようとするものである。古代・中世と近世の二つの章からなり、古代・中世各一編、近世九編の合計十一の論文が九名の執筆者によって著されている。

もとより通史として執筆されたものではないが、通史編纂の前段階の作業として取り組まれたものであり、その観点から気がついたことを二、三述べてみたい。古代についての森氏の論稿は、新資料も多く盛り込まれ、また取り上げられた論点多岐にわたる意欲的なものと評価できる。しかし、その長所が同時に問

層から戦後の運動史についても少し詳しい資料がほしいなどの要望もあがり、再び聞き取り調査を再開するための準備が進められています。(事務局 小島伸豊)

題点をはらませる結果となっていないか。その一つは、取り上げられた論点が羅列的で構造化されていない印象を受けることである。

部落史の冒頭になぜ、朝鮮そして夷狄の記述がくるのか、また奴婢の解放の問題と中世非人の生成とはいかなる関係にあるのか、判然としない記述が少なくない。また、穢れや殺生戒の問題に多くの紙数が割かれているわりに、古代の非人の実態にふれた記述が少ないのも気になることである。最近の古代部落史の記述は、穢れなど部落史の周辺をめぐる記述のみでよしとする傾向があるが、その轍を踏むのであれば、研究状況の進展は望めないと思うがいかがなものであろう。

吉田氏の「中世の被差別民」は、中・近世の身分制を支えるものは天

皇制イデオロギーであるという観点から、この時代をみようとするものだが、全体として飛躍の多い文章となっている。たとえば、脇田晴子氏の中世後期の散所の非農業的性格を指摘する文にたいして、「中世後期に散所が変質する原因を職業に求めることは、差別の原因を職業に求めるものであり、とうてい従い得ない」と評するのは、明らかに論理の拡大適用である。また、非人について「民百姓との間に厳格な身分的隔離があったとは考えられない」という記述が論証抜きに述べられている。非人と百姓間の身分的隔離は、すでに通説に属する理解であり、これを批判するのであれば、一通りの論証は必要とされよう。この他、数多くの疑問符が私が戴いた本にはつく結果となつた。

つぎに近世に入ると、冒頭の中尾氏の論稿はこの間の研究状況をまとめ、同時に対象となる被差別部落の地区数を確定しようとするものである。ていねいなまとめであるが、ひとつ疑問なのは地区数を確定しようとする作業に、その指標となるものが示されていない点である。近世の村切りが多分に便宜的なものであったことはすでに知られた事実で、形

式的な村をこえて実態にせまることの必要性は認めるとしても、部落数をカウントしようとするこの論稿では、村という基準をどこに求めるのか明示される必要があるのではないだろうか。

近世部落の成立過程を扱った寺木氏の論稿は、氏の従来の主張を中心に新たな観点もふくめてまとめたもので、非常に分かりやすい内容となっている。しかし、これまでの氏の論稿に特徴的な概念的記述という性格は従来のままで、本編ではさらに具体化を望みたい。しかし、これを補うかたちとなっているのが、次のび氏執筆の「かわた役負担論の射程」で、ここではほぼ同じ過程が別の観点から具体的に記述されている。

両者が同じ対象を扱ったことよって、政治的編成に力点をおく寺木氏と、社会的視点をも加味しようとするのび氏が、具体的記述ではどうも違ってくるのかをほしくも告げる結果となっている。共同執筆による通史の編纂がかなり困難なものであることは承知しているが、本編においてはこのような観点の相違を乗り越えて、統一的な歴史像が組み立てられることをぜひ期待したい。

のび氏はこれに加えて、「かわたの生業構造の特質」も執筆しているが、両論稿が私にとってはもつとも理解しやすく、それぞれの小結もほぼ首肯しうるものであった。しかし、氏が自らの記述の枠組みとして提示した、身分制論と部落史という対立は、氏のような対立の視点で必ずしも捉える必要はないのではないか。また、分析の上で部落差別というファクターが欠かせないという主張は理解できざるものの、それが「差別」の視点として一般化されると、前近代社会の支配的原理であった差別とどうリンクするのが問題となってくるであろう。他の論者も共通して用いている「被差別民」という概念とともに、慎重な検討が必要なのではないだろうか。

中尾氏の「近世かわた村の生活」は、自ら積み重ねてこられた研究をもとにしたものだけに、読みやすい内容となっている。しかし、相続に関する記述が紙数を費やした割りに、類型の抽出に成功していないのは残念なことである。また、本編においてはこういう分析的な記述ではなく、都鄙の部落の生活が生き生きと読み取れるような、具体的な記述を期待したい。

藤原氏の「身分解放の闘い」は、現在では大きく疑問符が投げかけられている権力史観によるもので、すべてが権力の恣意的な決定によるでもないといったげな記述はただけでない。しかも、その主張の大半が独自の史料解釈によるものにもかかわらず、論証が伴っていないのは致命的である。

部落寺院についての左右田氏の論稿は、目配りのきいたバランスのいい内容となっているが、氏自身が指摘されているこれまでの研究に不足していた「被差別身分」の信仰を追究するうえで、大きな手がかりとなる摂州川辺郡潮江村亀次郎の訴願を紹介しながら、突っ込んだ分析がないのは残念である。すでによく知られていたが、その位置が定めがたかった了祥の『非人教化』も、この事件と対照することにより、より明確に理解しうるのではないだろうか。

非人についての小西氏の論稿も、これまでの蓄積をもとに丁寧な記述された好論である。しかし、全体に番非人の記述に偏っているとの印象は否めず、近世的非人身分の成立過程とその内部構造についてももう少し丁寧な記述が欲しかった。また、村と番非人の関係についての記述が詳

細なのに比べて、権力との関係の論述が少なく、近世の賤民身分のなかでも権力との関係が緊密であった、非人身分の実相と少しずれを生じている。

最後の森田氏の、いわゆる雑種賤民、氏が多様な賤民身分と呼ぶ人びとについての論稿は、このように独立したものとして扱われること自体に疑問を感じざるをえない。もちろん政治的身分として、全国統一的に賤民とされた穢多・非人とこれらの賤民を同一視することはできないが、例えば寺木氏の論稿の中で、近世前期に起こったこれらの賤民の脱賤化の過程が触れられるべきではなかっただろうか。それはそれとして森田氏の論稿は、これまで不明な点の多かった大阪地域の賤民の実態を広く明らかにされて参考となった。ただ、歴代組については歴代組の主張をほぼ受け入れる記述となっているが、すでにいくつかの研究で史料批判が行われているところであり、それらとの検討が必要ではないだろうか。

以上、駆け足で本書をみてきて思いついたことを述べたが、紙数の関係で言い足りぬところもあり、執筆者には非礼にあたる点もあったかと

恐れる次第である。最後に、本書を出発点として充実した本編を完成さ

れることを心より期待したい。

## 書評

### 『新修 大阪市史』第七巻の部落問題叙述

朝治 武（大阪人権歴史資料館）

近年、自治体史編纂において部落問題に関する問題が注目を集めるようになってきた。見解を全く同じくするわけではないが、藤井寿一氏は「部落史研究と自治体史編纂」（『歴史評論』第五〇六号、一九九二年六月）で、史料編における史料掲載の可否やいわゆる賤称語や地名、人名の取扱ひ方、通史編における部落問題叙述の有無と分量や章・節編成の中での位置づけなどについて問題点を指摘している。

そのような中で、『新修大阪市史』の近代を扱った三巻は、各巻ごとに部落問題を位置づけて積極的に叙述している。第五巻の第四章「社会問題と社会運動」の第四節を「解放令」と同和問題」として部落改善運動まで（故小林茂執筆、計三四頁）、第六巻の第三章「社会問題の深刻化と社会運動」の第四節を「水平社運動」として初期の運動まで（故小林茂執筆、計三五頁）を、それぞれ取り

上げている。第七巻の本書は小山仁示氏によって編集され、地域拡張の一九二五年からアジア太平洋戦争終結の一九四五年までを対象にし、部落問題に関する叙述は第三章「市民生活と社会運動」に集中する。第五・六巻が一括して節として叙述されていたのとは異なり、部落問題については三つの節の中にくつかの小見出しが付されて叙述されている。

◆ ◆ ◆  
順を追って内容を紹介し、簡単にコメントしてみよう。まず第一節「大阪市民の生活史」では3「都市社会問題の諸相」に「在日朝鮮人と被差別部落」に小見出しがつけられ、福原宏幸「都市部落住民の労働Ⅱ生活過程」（杉原薫他編『大正／大阪／スラム』、新評論、一九八六年、所収）をもとに西浜部落の状況が略述される（三輪泰史氏執筆、計二頁）。しかし『部落台帳』などから、西浜部落だけでなく大阪市域のすべての被差

別部落をいくつかの指標によって類型化し、労働や教育など生活の特徴が描けなかったものだろうか。

次に第二節「社会運動の発展・激化・衰退」では4「ファシズムの進展と民衆の抵抗」に「部落解放運動の新展開」の小見出しがつけられ、一九三〇年の全国水平社大阪府連合会大会から一九三三年の高松結婚差別糾弾闘争を中心に記述され、「労働運動をはじめ他分野の運動が右傾化・後退を続けるなかで、水平運動は飛躍的な前進をみたのである。」と評価される（三輪泰史氏執筆、計三頁）。あまりに簡単な記述で、しかも主として全国的課題の地域への浸透にポイントがおかれ、地域における独自の運動や部落委員会活動の一つの内実であった改善費闘争などがまったく触れられていないのが悔やまれる。またこの時期の水平運動を「飛躍的な前進」とするのは一面的で、戦時下の転換につながる論理や動向にも目配りがほしかった。

最後に第三節「広がる戦線と銃後」では1「社会運動の解体」に「全国水平社の転換」から「戦争遂行への協力」まで九つの小見出しがつけられて記述される（小山仁示氏執筆、計二二頁）。ここでは、戦時下における水平運動と経済更生運動、融和団体の動向などが扱われる。水平運動は全国水平社総本部の動向を視野におさめつつ、転換の先導者として松田喜一を位置づけ、軍需と結びついた靴修繕業者の組織化など戦時対応として西浜部落を中心とした経済更生運動を詳細に追っている。そしてこれらの動きが「戦争遂行協力機関としての性格」を持ちつつも、「部落大衆の地位向上と生活擁護のため」のものであったと結論づけている。

この部分は近年注目されている水平社の戦争協力にかかわるもので、また研究の機運も高まりつつあるだけに、他の二カ所に比して多くの頁を割いた意欲的な編集・叙述を高く評価したい。しかし同じ執筆者である小山氏の「戦時下の水平運動・融和運動」（『関西大学人権問題研究室紀要』第二五号、一九九二年一〇月）とほぼ同じ構成と内容になっている、すでに読んでいた私には新味がなく、内容以前の問題としてこれら部落問題叙述の中心部分であるだけに残念に感じた。また近刊の『新修大阪の部落史』下巻で私は水平運動を担当した際、西浜部落におけるそれに限定したので同じ指摘を受けてしまいそうだが、いくらそれが中

心的かつ特徴的だったとはいえず、戦時下における大阪市域の被差別部落の動向をあまりにも西浜部落の経済更生運動と松田喜一に代表させ過ぎではなからうか。

ただ六〇九頁に靴修理業をめぐる部落大衆と朝鮮人の困難な関係が二行でサラリと記述されているが、『部落解放』第三九三号（一九九五年八月）の座談会で私が発言したように、経済更生会が結成された西浜・生江両部落における動きをみると指導層を中心とした部落大衆の朝鮮人に対する排外意識はかなり強かっただけに、今日にも連なる重要な問題であるように思われる。

◆ ◆ ◆  
全体として本書は水平運動など部落大衆の自主的な動きに重点をおかれているが、部落差別の諸側面や被差別部落の地域社会における位置や関係などを歴史的にあとづけるとともに、困難をとまなうが今日の同和行政の関係からみて行政の部落問題に対する姿勢や認識、対応の叙述にも意欲を示してほしかった。自治体の性格と限界をふまえつつも、存在意義を認識するがゆえに率直な不満や注文を述べたが、これによって本書の部落問題叙述の価値がいささ

かも低下するものではない。またこれらの不満や注文の解決という課題に対しては私自身も無関係でありえず、また始まったばかりの「大阪の部落史」編纂事業が主としてその任

にあたるべきであらうことはいうまでもない。

『新修大阪市史』第七卷（近代Ⅲ）、  
大阪市、一九九四年三月

### 図書紹介「被差別部落の民俗伝承 大阪」

ムラの路地—アワエコソ・タタヤ・ハンラク—

松原右樹（大阪府立伯太高校）

和泉のムラを通る小栗街道から横に岐れていく幾つかの路地（大阪弁では「ろうじ」）がある。軒の低い、細かい家々の建てこんでいる間に、人と人がやとと擦れ違えるほどの筋が地を這うように入り込んでい

る。このような路地のことを、和泉のムラではアワエコソと、独特な言い習わし方で表現する。「誰々さんの家は、あこのアワエコソ入ったことや。」などという。アワエコソの語源は不明である。が、アワエはどうも「間」（古くは「あはひ」）のこ

のように思われる。物と物が重なるように交わった境目が間である。そうすると、アワエコソのコソとは何か。こちらはさらに難しい。コソは、人に知られぬようにひそかに物事をを行うこと、かくしごと、転じては密

狭い道——畳目のような筋目を印象づける語と思われる。

ところで、ハンラクの方は皆目わからない。「般楽」の意味だとすると、気ままに遊び楽しむこと、すなわち「逸楽」とか「遊芸」の印象となるが、それがどう関わっているか、不明である。

ともあれ、家の間を縫うようにムラのなかを這いめぐるこれらの道は、外部からくる者にとっては、やっかいな「迷路」であった。逆に、権力から逃れようとする人びとにとっては、安全に身を隠すことのできる魅力的な道となった。心にキズを負うて逃れてくる者を受け入れてくれる、細いが人間のぬくもりをもつ優しい迷路であったわけである。

アワエコソに向かつて開かれた家々の窓は、ムラの人びとの暮らしをあたたく支え合い、生き生きとした情感を交流しあってきた。火事になれば、アワエコソに消防車が入るわけにいかないが、互いに隣の家の火の始末は窓から見合っているため、失火の恐れはない。肩を寄せ合うようにひしめき合って建つこのムラに、享保年間以後、火事が一度も起きていないのである。